

令和3年第12回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年12月2日（木）13時26分から14時17分

2. 開催場所 香美市中央公民館

3. 出席委員（17名）

会長 19番 原 心一

会長職務代理

| | | | |
|----|-----------|-----------|-----------|
| 委員 | 1番 水田 義郎 | 2番 平山 則雄 | 3番 横山 実男 |
| | 4番 森田 良彦 | 5番 岡田 修一 | 6番 堤 昭雄 |
| | 9番 西村 広幸 | 10番 西岡 久 | 11番 山崎 彰 |
| | 12番 三木 克司 | 13番 上島 陽子 | 14番 鍵山 佳広 |
| | 15番 小松 和啓 | 16番 三谷 富重 | 17番 山内 茂 |

4. 欠席委員（2名）

7番 森安 正 8番 宗石 和彦

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 非農地証明願いについて
第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第4号 農地法第4条の規定による届出について（報告）
第5号 農地法第5条の規定による届出について（報告）
第6号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）
第7号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長 和田 小百合

事務局係長 川村 周作

農地主事 森本 宏

農地係長 公文 直樹

7. 会議の概要

議 長

開会（13時26分）

皆さん、こんにちは。時間若干早いですけど、委員さん皆さん、お集りなってますので、本日の会を開催したいと思います。だいぶ、こう駆走になりまして皆さん方大変お忙しい中をお集りいただきまして有難うございます。季節がら若干寒くなりましてですね、皆さん方も健康には十分注意をしていただきたいというふうに思いますし、またコロナの関係もですね、高知県におきましては、感染者が今日で19日目かな、0というのが続いております。ただ、南アフリカの方ではですね、また変異株というか、変なのが流行ってきてまして、今までのワクチンでは効果が薄いんじゃないかというふうなことにもなって、外国へ、どう言いますか、私の知り合いの人ではフィリピン人が3日に帰られるということですが、帰る方はですね、OKらしいですけど、また今度、

日本に入ってくる方についてはですね、もう全然駄目というふうなことで、これから先、どんなふうになるのか全然わからんけれども、そういう状況が続いております。皆さん方、それぞれ、ご心配なこともあるうと思いますけども、十分注意をしながらですね、お過ごしいただきたいと思いますし、年末を控えまして、前回の時にも言いましたが、農業委員会としましてはですね、忘年会は自粛をしたいということで、来年の新年会、それが駄目であったらですね、3月移動がありますので、その歓送迎会というふうなことまで伸ばさないかんじやないろうかというふうな思いをしておりますが、皆さん方よろしくお願ひをしたいと思います。

それでは本日の令和3年度のですね、12回目の農業委員会を開催したいと思いますのでよろしくお願ひを致します。

それでは議案書にですね、訂正がありますので、あと訂正をお願いします。

そして本日の議事録の署名人につきましては、山崎委員、三木委員にお願いをしますのでよろしくお願ひをしたいと思います。なお、欠席の届けが出ておりますのが森安委員と宗石委員から欠席届けが出ておりますのでよろしくお願ひを致したいと思います。

それでは早速議題に入って行きたいと思いますので、訂正をちょっと事務局より報告させてもらいます。

事務局 恥ずかしながら訂正をお願い致します。議案の12ページをお開け下さい。申請番号10番になります。面積が1,100というふうに記入されていますが、1,137m²の内1,100ということで。

議長 1,117。

事務局 1,137。

1,137m²の内、1,137m²の内この数字です。よろしいでしょうか。説明が分かりにくくてごめんなさい。

次が、次のページ、13ページです。申請番号11番の1, 2, 3, 4番目の筆597-13の筆の面積、こちらが364が正解です。すいません、内数が大きくなってしまった。364m²の内350m²ということで。ちょっと不思議なことになつてましたので。続きまして16ページをお開け下さい。16番の申請番号のひとつ目の57-1の筆です。こちらも面積が389m²となつてますが、339、339m²の内297ということで。389を339に変更して下さい。最後になります18ページをお開け下さい。申請番号20番になります。譲渡人のところのお名前ですが、[REDACTED]さんと人がおひとりになつてますが、こちらの前に被相続人と書いて下さい。被相続人、[REDACTED]さん。それを書きました後に相続人、大丈夫ですかね、[REDACTED]さん。拝啓の啓です。戸に又みたいなのに下に口がある啓です。そして子供の子。被相続人、[REDACTED]、相続人、[REDACTED]。すいません、もうひとつありました。今、大丈夫でしょうか、相続人まで書けましたかね。12ページにお戻りください。12ページです。申請番号10番の地番のところです。2071(1)となつてますが、(1)を消して下さい。すいません。どうしても土曜日の郵便の配達が無くなつた関係で、今まで金曜日の郵便を使って皆さんにお送りしていたその議案書が水曜日にはお送りしないといけないことになつたり、ぎりぎり水曜でやっぱり無理だという事で木曜日に切手を貼つて渡してますけれども、1日早まつたことですごく事務局がバタバタしておりまして訂正がたくさん出てきてしまつたので申し訳ありません。以後気を付けてなるべく訂正が無いように頑張りますので今回よろしくお願ひします。

議長 それでは議案に沿いまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は上佐山田町山田字八王子林1775番、地目は畠、面積は456m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,194m²、譲渡理由は経営縮小(労力不足)、譲受理由は、隣接地の取得、資料は1で10a当たり300,000円で総額136,800円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町下野尻字東笹岡549番1、地目は畠、面積は1,228m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は5,833m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は2で10a当たり570,000円で総額700,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長

以上説明が終わりましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、皆さん方からご質問何かありませんか。

1番のこの京田の人はどうかで、周辺で何か作りゆう。そうではない。

委員（5番）

息子さんがニラ作りゆう。

議長

それは京田の方で作りゆうがやね。

委員（5番）

京田。

議長

西村君、ここあんまり条件がええくやないでね。

委員（9番）

悪うは無いと思う。

議長

農業するためにここの中を取得するっていうのもね。畠やき、果樹でも植えれば別に。まあ家がこの近くに持つちゅうということであればまたわからんことないけど。

委員（9番）

前のほら、何ヶ月か前に空き家バンクに出た、前の家が空き家バンクに出て、それから。

議長

その空き家バンクを買うちゅうがやないろうね。

委員（9番）

昭雄さんが持つちゅう、自分くの家で、北へ入るによ、自分くの家や田んぼに入るに、自分くの土地を提供して道を広げる言うて、その関係で買ったがやないろうか、自分くの土地へも入りたいき。

議長

そうか、そうか、了解、了解。

委員（9番）

僕もそれ以上は知らん。

議長

地元の委員さんがそういう話を聞いちゅうということです。内容的には理解ができました。

何か皆さん方ご質問はありませんかね。

――質疑なし――

議長

格段無いようですので、議案第1号につきまして採決に入つて構いません

か。

――異議なし――

議長　　はい、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

――全員挙手――

議長　　はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第2号、非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局　議案第2号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町山田字原田1514番7、地目は畑、面積は92m²、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は平成7年に倉庫及び事務所を建築し、宅地として利用し始め現在に至ります。調査員は西村委員で資料は3です。

2番、申請地は土佐山田町神通寺字クツカタ250番2、地目は田、面積は276m²、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおりです。非農地化した理由は昭和40年頃、詳細不明ですが、同地を旧所有者 [] さんになります。平成31年3月に死亡されていますが、この方が宅地化したもので同氏死亡に伴い、[] さん、この方実子になります。が平成31年3月に相続を行った際、登記変更されてないことが認められたものです。調査員は岡田委員で資料は4です。

3番、申請地は土佐山田町宝町3丁目59番、地目は畑、面積は383m²、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおりです。非農地化した理由は、当該地は、昭和24年月日不詳頃から住宅用地として利用し、現在に至ります。その際に農地法所定の手続きを怠っていたということで申請者からは今後は関係法令を遵守し、遗漏のないようにする。という文面も出されています。調査員は西岡委員で資料は5です。

4番、申請地は土佐山田町新改字横走887番2、地目は田、面積は236m²、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は昭和47年に所有者 [] が売買により購入した後、本申請地に倉庫を建てた。その後から農地として利用しておらず、今後も農地として利用しないため、今回非農地の申請をしました。調査員は三木委員で資料は6です。以上です。

議長　　はい、以上説明が終わりましたので、順次調査員の西村君から説明をお願いします。

委員（9番）　資料の3-1を見て下さい。地図の方で下の左の端が明治の多目的集会所であります。それを北へ行ったところに中井がありまして、そのちょうど東の方ですけど、この事務所は設備会社の事務所で、平成7年になつてますけど、まあ家が建つたのが7年、その前からもう非農地化してまして、それと周りも畑がひとつありますけど、問題は無いと思います。これとその写真の1のところの右の畑ですけど、本人が今度購入する予定ですので、問題は無いと思います。それと南も道挟んで東側もその [] さんの所有地でありますので、格段問題は無いと思います。以上です。

議長　　はい、続いて岡田君、すいません。

委員（5番）　資料の4を見てもらいます。これは [] のところを西へ入って南側との境のところですけど、南側は [] さんの所有の田です。西側は神通寺の人が

作ってますけど、何の問題も無いということです。北は[]の[]ですでの、今まで問題が無かったので十分問題無いと思います。

議長 続いて西岡委員、お願ひします。

委員(10番) はい、それでは資料の5をお願ひします。この案件は昭和24年頃に住宅を建てて現在に至っているようですが、写真を見ていただいたらわかるように、周辺住宅になっておりますし、今宅地並みの課税もされてるようです。特に市街化区域内の案件ですので特に問題は無いと思います。以上です。

議長 続いて三木委員、お願ひします。

委員(12番) はい、資料6を見ていただきたいと思います。建物が建っているところの周りを航空写真で見ていただいたらわかると思いますけども、南というか、下段にちょっと赤い畑が道のふちに見えますけど、その間に②の写真を見てもらったら、荒れ地というか、何も作って無いところがありまして、特に問題は無いというふうに思います。

議長 はい、補足説明まですべて終わりましたので、ただ今より、議案第2号の非農地証明願いについての質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありますかね。

――質疑なし――

議長 格段質問無いようですので、採決に入りたいと思いますのでよろしくお願ひします。

はい、それでは議案第2号非農地証明願いにつきまして原案通り賛成の方の举手をお願いします。

――全員举手――

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして議案第3号、農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1番、申請地は土佐山田町楠目字田中屋式3908番、地目は田、面積は1,587m²、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和3年10月27日、引渡日は令和3年11月1日、解約理由は粘性の土で、藍の栽培に適してないためです。

2番、申請地は土佐山田町加茂字城ノ前49番、地目は田、面積は1,678m²、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日、引渡日共に令和3年11月10日、解約理由は借り手変更のためです。

3番、申請地は香北町下野尻字東笠岡549番1、地目は畑、面積は1,228m²、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日、引渡日共に令和3年10月28日、解約理由は売買のためです。以上です。

議長 はい、以上、議案第3号の説明が終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、何かご質問があれば举手をお願いします。

――質疑なし――

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>格段無ければですね、議案第3号につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。</p> <p>続きまして議案第4号農地法第4条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第4号 農地法第4条届出報告について説明します。</p> <p>1番、申請地は土佐山田町楠目字楠目1033番6、地目は畑、面積は215m²、申請者は議案書のとおり、転用目的は木造平屋建、資料は7で、調査員は事務局川村です。</p> <p>2番、申請地は土佐山田町西本町5丁目132番、地目は畑、面積は211m²、申請者は議案書のとおり、転用目的は個人住宅、資料は8で、調査員は事務局川村です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>はい、議案第4号につきまして説明が終わりました。皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。</p> <p>2件とも市街化区域内の農地として残っておったものをですね、今度市街化家を建てられるというふうなことになろうかと思いますが、市外化区域内ですので、何ら格段問題は無いと思いますのでこの件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは議案第5号農地法第5条の規定による届出の報告について説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第5号 農地法第5条届出報告について説明致します。</p> <p>1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町西本町4丁目115番4、地目は畑、面積は166.48m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造ガリバリウム葺2階建、資料は9で調査員は事務局川村です。</p> <p>2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字カラ堀曲り333番31、地目は田、面積は2,245m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は分譲住宅8戸及び道路、資料は10で、調査員は事務局川村です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>議案第5号、農地法第5条の規定による届け出の報告ですが、説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。何かご質問はありませんかね。</p> |
| | ――質 疑 な し―― |
| 議長 | <p>この件につきましても市街化区域内で、宅地化されるということになろうかと思います。格段問題無いと思いますので、報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。</p> <p>続きまして議案第6号、香美市農用地利用集積計画についての質問でありますか、説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第6号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。</p> <p>まずは、農業公社による中間管理の売買事業になります。</p> <p>1番、土佐山田町山田の農地5筆、合計4236.19m²を、農業公社から[REDACTED]の[REDACTED]さんが購入、ニラを栽培する予定になっています。</p> <p>8ページをお開け下さい。続いて、農業公社による貸し付けの事業になります。</p> <p>1番、香北町清爪の農地2筆、合計1,986m²を[REDACTED]の[REDACTED]さんから公社が借り入れ、その後、[REDACTED]の[REDACTED]さんに貸し付ける予定です。賃借権</p> |

で、期間は15年の予定です。

2番も同じく香北町清爪の農地2筆、合計2,665m²を[REDACTED]の[REDACTED]さんから公社が借り受け、2番と同じ[REDACTED]の[REDACTED]さんに貸し付ける予定です。こちらも賃借権で期間は15年です。

3番、土佐山田町本村の農地6筆、合計5,020m²を[REDACTED]の[REDACTED]さんから公社が借り受け、その後、[REDACTED]の[REDACTED]さんに貸し付ける予定です。こちらは使用賃借権で、期間は10年の予定です。

4番、土佐山田町植の農地2筆、合計3,235m²を[REDACTED]の[REDACTED]さんから公社が借り受け、3番と同じ[REDACTED]の[REDACTED]さんに貸し付ける予定です。こちらは賃借権になりますが、期間は15年です。

続いて、10ページからは通常の賃借権になります。

5番、再設定になります。土佐山田町京田の農地2筆、内m²になりますけども、合計1,000m²を[REDACTED]の[REDACTED]委員が借り受け、水稲を栽培します。使用賃借権で期間は5年です。

6番、再設定で、土佐山田町の農地2筆、合計2,644m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、青ネギを栽培します。使用賃借権で期間は1年です。

7番も再設定で、土佐山田町の農地4筆、合計4,005m²を、6番と同じ[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、青ネギを栽培します。使用賃借権で期間は1年です。

8番、こちらも再設定で、土佐山田町山田の農地3筆、合計6,139m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借で期間は10年です。

9番、こちらは新規設定になります。土佐山田町山田の農地、3,640m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は10年です。

10番、こちらも新規設定で、土佐山田町山田の農地、1,100m²を、[REDACTED]の[REDACTED]が借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

申請番号の10番から18番までは借り手さんが同じ、[REDACTED]さんにあります。

続いて11番、こちらも新規設定で、土佐山田町楠目の農地6筆、合計2,854m²を借り受け、生姜を栽培します。賃貸借で期間は5年です。

12番新規設定で、土佐山田町町田の農地、1,541m²のうち1,000m²を借り受け、生姜を栽培します。賃貸借で期間は5年です。

13番も新規設定で、土佐山田町町田の農地、2,465m²のうち2,340m²を借り受け、生姜を栽培します。賃貸借で期間は5年です。

14番、こちらも新規設定で、土佐山田町町田の農地、811のうち777m²を借り受け、生姜を栽培します。賃貸借で期間は5年です。14番と15番、16番、18番の農地は11月に[REDACTED]さんが利用権設定を合意解約した後の農地になります。

続いて15番、新規設定で、土佐山田町加茂の農地5筆、2,873m²を借り受け、生姜を栽培します。賃貸借で期間は5年です。

16番、新規設定で、土佐山田町加茂の農地2筆、うちm²で合計1,265m²を借り受け、生姜を栽培します。賃貸借で期間は5年です。

17番、新規設定で、土佐山田町中野の農地、2,876のうち2,670m²を借り受け、生姜を栽培します。賃貸借で期間は5年です。

18番、新規設定で、土佐山田町加茂の農地、1,678のうち1,441m²を借り受け、生姜を栽培します。賃貸借で期間は5年です。10番から18番の[REDACTED]さんの合計面積は16,320m²になります。

続いて19番いきます。再設定で、土佐山田町町田の農地3筆、合計面積3,896m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で期間は5年です。

20番、再設定で、土佐山田町宮ノ口の農地、756m²を、[REDACTED]の[REDACTED]さんが

借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

21番、再設定です。土佐山田町宮ノ口の農地2筆、合計584m²を、20番と同じ■■■の■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

続いて22番、再設定になります。土佐山田町大平の農地、762m²を、■■■の■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で期間は5年です。

23番、再設定になります。土佐山田町大平の農地、408m²を、22番と同じ■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で期間は5年です。

最後になります。

24番、こちらも再設定で、土佐山田町大平の農地、395m²を、22、23と同じ■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で期間は5年です。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。委員さんの中で関係をする■■■君がおいでますので、申請番号5番のみを先に審議をしたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。

-----■■■委員退席-----

議長 それでは申請番号5番につきまして、皆さん方から何かご質問があれば受けたいと思いますが、格段ありませんかね。

-----質疑なし-----

議長 格段無いようですので原案通り賛成の方の举手をお願いします。

-----全員举手-----

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

-----■■■委員入席-----

議長 ■■■君、承認を受けましたので、またよろしくお願ひをしたいと思います。

委員(■■番) 有難うございます。

議長 それでは続きましてその他の案件すべてにつきまして皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

-----質疑なし-----

議長 格段無いようですので議案第6号につきまして採決を取りたいと思いますが、ご異議ございませんかね

-----異議なし-----

議長 はい、それでは議案第6号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります、原案通り賛成の方の举手をお願いします。

-----全員举手-----

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして議案第7号その他の件ということになっておりますので事務局の

方から順次ご説明を、前回の会のですね、補足説明になりますが、よろしくお願ひします。

事務局

はい、事務局からご説明をさせていただきます。資料をですね、この、人の絵がついてる2枚の左上をホッチキス止めしている資料ですけど、前回西村委員さんから楠目の農業者住宅を建てるということで、農地法の方では1種農地でありますけど、集落接続に設置されるということで、農地法の方は通るということですけど、農業者住宅っていうことで、他法令で都市計画法において農業用建築物及び農業者用の住宅建築を目的とした開発の場合は都市計画法の許可が不要となりますけど、建築確認は申請時に農業用の建築物の建築にあたっての確認書類を添付する必要がありますということで、このお配りした資料の中で従事日数というところで、この資料の下の3の農作業従事要件ということで農地法の方では3条第2項第4号の方で原則では農作業に従事する日数が年間150日以上ということが基本にありますけど、農作業従事日数が年間150日未満の場合であっても、農作業を行う必要がある限りその農作業に従事していれば農作業に常時従事すると認められますということで農地法の方では書いています。それでこちらの農業者住宅の他法令の建築確認で添付する物には農業経営証明書、名寄せ、または農家台帳の写しとか所得税確定申告書の写しましては所得証明書等があつて、この方は結論で言いますと譲受人の方はすべて条件をクリアして書類の提出を行つてあるところですが、お配りしている資料のもう1枚をめくっていただいたら、その農業用の建築物の提出にあたっての確認書類ということでこれは高知県の都市計画課から出されている資料になります。それで農業者ということで従事日数が60日以上耕作面積が10a以上、それから耕作地の確認、同一の大字にあること、それから農業収入が15万以上とか、そういうことが条件でありますけど。前回、譲受人の方については従事日数が60日以上のところを80日とクリアしています。それから耕作面積10a以上というところは32aということでクリアしています。それから申請地と同一の大字に耕作地があることで、それは同じ楠目の字ですね、耕作地がありますのでそれもクリアしてると、それから農業収入15万以上というところは譲受人の方26万ということで香美市の税務収納課の方で確認をさせていただいておりますので、こういう条件はクリアして、他法令でありますけど、農業者ということで条件付きで前回許可していただきましたけど、県の常設の委員会の方へも1種農地ですのでかけて、構わないという答申でOKを貰つてますのでこれからまた県の方へ出すようになりますけど、この辺はクリアしてますのでご報告致します。

それともう1件、香北町の青少年の家の、施設の隣接地でお墓が2箇所、違う方ですけど、施設に隣接しているという事で教育委員会の方の管轄で香美市の承諾書を貰うように行政書士の方がしてまして、まだちょっと出てきてませんけど、あと、その農地の周辺に同意書をもらうこともありますので、それもまだ出てきてませんので、出す方向で行政書士さんがやってますので、また出てきたらご報告もさせていただきますので、前回の定例会のことでおちつぱたバタバタしたところを申し訳ありません。報告をしておきます。以上です。

議長

すいません、川村さんから説明がありました件につきましてですね、皆さん方からある程度統一の意見としてですね、この県の、都市計画課から出てる資料に基づいて説明がありました。腑に落ちんとかご質問があればですね、ご質問をいただきたい皆さん方で十分に理解をしておきたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思いますし、またお墓の件につきましては書類がまだすべて提出されてないっていうことですが、順次提出をされてくると思いますのでよろしくお願いをしたいと思いますが。何かご質問はありませんかね。

高知県の農業委員会では、農家住宅を建てる前には、その高知県都市計画課の資料に基づいてやってることでありますので、今回の香美市の案件に

については問題は無いというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思いますが、そういうことでご理解いただきますかね。

推進委員
(10番)

すいません。

議長

はい、

推進委員
(10番)

農業用と、前回ちょっと休んでいたので、ちょっと意味がわからんんですけど、農業用の建物って、これ大きさって関係あります。大きさ、建物の広さっていうか。

議長

これ、農業者住宅ですので、広さも関係があるかもわかりませんけども、その点についてもですね、山田の建設課の方でですね、審議をして、最終的には家を建てる方ですので、そっちの方ではクリアしちゅうと思いますが、規制がどれぐらいの大きさまで建てるということについてはですね、農家住宅であれば宅地、倉庫を含め 1000 方メートルまで宅地化できらあね。一般住宅の場合は 500 m²やけれども、それが一応基準になっちゃうとこです 500 まで、一般住宅はね。

推進委員
(10番)

農業収入が 15 万。

議長

はい。

推進委員
(10番)

もし、私らあやつたら農業収入がないけんど、そんな人は。

議長

それは、もし自分が建てたいと思った時には、やっぱり、農業収入が 15 万以上というのが。

推進委員
(10番)

要りまするうね。

議長

要ります。

推進委員
(10番)

わかりました。

議長

他になれば、もう 1 件ですね、事務局よりその他の件で案件がありますので説明をお願いします。

事務局

空き家バンクの担当の方から、相談がありました。以前、農地付き空き家バンクというので登録をして、実際募集をかけまして、買い手さんが見つかりましたというところで 3 条の売買の案件で委員会もかけまして、通りまして、いよいよ 3 条で購入しました。ところが、3 条で購入して登記も済んだ後で、さあ移住をしようというところでこの方のご病気が見つかったそうです。軽い病気なら良かったんですが、癌ということで、本人さんは治療もするために今いる住所から移さないことに決めたということで、本人さん困りまして空き家バンクの担当にご相談がありまして、この家と空き家と農地をセットでもう 1 度登録させてくれないかというご相談だそうです。当然 3 条で購入ですので 3 年 3 作行うことの誓約書もご記入いただいておりますが、事情が事情だけに、農業委員さんのいいんじゃないかというお声があるようでしたら、新たな案件として新しい所有者さんから農地付き空き家バンクの登録をして募集をかけたいということのご相談です。ちょっと皆さんのご意見を聞きたいと思ってお預かりしてまいりました。ご検討をよろしくお願いします。

| | |
|--------|---|
| 議長 | 場所どこ。 |
| 事務局 | 場所、山崎です。あんまり個人特定せずにご相談しようかなと思うちょっとけど。 |
| 議長 | <p>仕方ないよね。新しい来られる人がもうすでに登記も済んじゅうということになるとですね、元に戻すというわけにもなかなかいかんと思いますが。その農地付きの農地の方がですね、耕作放棄地になってくる可能性はあるわけよね、もう売っちゅうしよ。今度買うた人もこっちへ来ないと、そして管理もようせんということになってくるんで、そこんところはちょっと問題になるかなあという思いはしますけれども、まあ来るつもりでおってもかなり大病になつてですね、移動して、どこにおるかは知りませんけれども、もっと施設の、立派な施設のあるところで住まいをしようたらまず、よう来ませんよね。それかといって入院をすればもちろん空き家になって、良くなれば帰る見込みがあるけれども、良くならなかつたらちょっと帰れる見込みも無いということになると致し方ないし、空き家バンクの方ですね、積極的にそこを3人目の人に移住をしてもらって農地も一緒に買ってもらうと、ひとつの条件をつけてですね、空き家バンクだけじゃいかんよと、農地も一緒に買うてねというふうなことを一項をつけてですね、お願ひをするということで売れるまで待たんといかんじやないかなあというふうな思いはします。地元の人、特定も示さなあいかん山崎という地域もわかりましたので、地域の人も農業委員さんの方にですね、十分注意をしていただいてですね、お願ひをするしかないかなあという思いもします。</p> <p>皆さん方から何かこう、うんとえい意見でもあれば聞かせていただいてですね、そつちの方向にできることならできることできないであれば致し方無いかなあと思います。何かご意見ありませんか。</p> <p>当分の間様子見というなことにしないと仕方ないかなあというふうに思いますので、そういう方向でちょっと静観をしたいと思いますのでよろしくお願ひしたいです。</p> |
| 事務局 | 静観というと。 |
| 議長 | 静かに見守るということよ。見ていかなあいかん。 |
| 事務局 | これ、新しい所有者さんがこっちの空き家バンクに登録したいっていうのは、すぐには受け |
| 議長 | いやそれはもう、けんど受けちゅうろう。 |
| 委員（5番） | かまんがやろう。 |
| 事務局 | いや、今新しい人になつちゅう。これをもう1回空き家バンクに |
| 議長 | いやいやそうじゃない、そのまま静かに、今の状況で見ていくと。登記しちゅうがやろう。 |
| 事務局 | します。 |
| 議長 | ほんとその人の物。 |
| 事務局 | その人が。 |

| | |
|--------|--|
| 議長 | もうよう來んということが確実やけんどよ、次の人に誰かがよね、その人が次の空き家バンクを探しゆう人に譲渡できればいいけれども、できんかってもよね。けどもう戻すわけにはいかんろう。 |
| 事務局 | なので新しい所有者さんが空き家バンクに登録したいと。今登録から外し中状態なので。売れた時点で。もう1回登録したいと。 |
| 議長 | わかりました。本人はもう次を探してほしいというのよね。売りたいという意向であるのよね。わかりました。それは空き家バンクの方にですね登録してもらって次のを探すと。ただその間見守らなあいかんかなということです。はい。そういうことでご理解いただけますかね。 |
| 委員(5番) | はい。 |
| 事務局 | 先日10月28日に香美市長と意見交換会を行いました、その際に平田委員さんの方から提案された、ちょっと地域の水稲施設とか以前台風等で崩れたところのちょっと補修をしたいのだけどという案を支所の方がちょっと気にかけてくれまして、ちょっと現地を見に行きますということになりました。で日程調整をということでしたので、12月15日10時に香北支所に集合して実際現地に足を運ぶということになりましたが、会長も行きます、他にそういったことで同じ香北の方でも構いませんし、香北じゃないけれどもそういうことに自分たちの地域もまたそういうこともあるかもしれないからとか、いろんな見方でもし参加されたいという方がいらっしゃったら、ちょっと申し込みというか声をかけていただきたいと思います。一応今の予定ですと香北支所に10時集合。支所から15分位かかる場所だそうですので、そちらに車で移動します。そんなに広いところではないので3~4台にまとめるように乗り合わせて行くということで、水源地の視察とそれから農業用水の取水口の方の視察を行いたいというふうに思っております。所要時間が45分くらいを見積もっております。合計で1時間位。もし参加されるようであれば長靴も履いてきてねということで現地の方からのアドバイスがありました。ひょっと、まあ会が終わったあとでも構いませんので、自分も行きたいということであれば、会長なり、事務局にお声がけをいただきたいです。 |
| 議長 | 説明が終わりましたが、私行くつもりをします。予定してますが、15日9時半に山田の人で行きたい人は山田へ集まって、そして香北まで10時までは行きたいと思ってますのでもし希望があればですね、なるべく一緒に行きたいと思いますので、私自分の車に5人乗れますので積んで行きます。9時半に山田の本所に集まっていただいてですね、9時半には出発したいと思ってますので希望があれば一緒に参加していただきたいと思いますが。ひょっと今日手を挙げていただいたたら人数的にわかるけど、全然駄目、行く人おりませんかね。わかりました。 |
| 事務局 | 今ちょっと出てました10月28日の市長との意見交換会ですが、全国農業新聞を取られている方はお手元のもまた持ち帰ってみていただければと思います。12月3日号、明日発行の全国農業新聞に市長と意見交換会、まあまあいい感じの大きさで載ってます。ぜひご覧いただければと思います。せっかくやっぱり皆さんがいろんな活動をしてくださってるのをこんな風に農業会議さんが取材に来てくれて記事として紹介してくれます。住民の方とかいろんな方にはなかなかどういう活動しゆうのかわかりにくいお仕事なんですが、こういった市長とも話をしてます、地域の代表としていろんな仕事をしてますということを紹介していただけるのはすごくいいことなので事務局の方としてもちょっ |

ところ新聞に載るとうれしい感じです。また農業新聞取っている方は明日発行ですのでお手元に行ったらちよつと読んでおいてください。よろしくお願ひします。

議長 一応予定としましてはですね、先程説明をしたところまでが、一応委員会の今日の予定です。

皆さん方から他にご意見無ければですね、これで小休をしておいてですね、後の会、推進委員さんとの交換会について、それからあつせん等のことについてですね、説明をしたいと思いますので少しの間小休をしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

閉会（14時17分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原一郎（印）

署名人 三木克司（印）

署名人 山崎彌彦（印）